

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-3
処分の種類	土地改良財産の譲与契約の解除			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第28条			
処分の概要	土地改良財産の譲与契約の解除			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（土地改良財産の管理等に関する規則第28条第1項1号及び第2号において具体的に規定されているため。）</p> <p>【参考】 土地改良財産の管理等に関する規則第28条第1項1号及び第2号 知事は、譲受財産が次の各号の一に該当したときは、当該譲与契約を解除するものとする。</p> <p>(1) 天災その他の事故により譲受財産が滅失したとき。 (2) 譲受者が譲与契約に違反した場合であつて、知事が譲与契約の解除を相当と認めるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			